

公共下水道台帳用資料作成特記仕様書

下記の要領により公共下水道台帳用資料を作成し、工事の完成時に次のものを提出すること。

1. 提出図面：提出図面は下記に該当するすべてのものとする。

(注意事項：関係図面一式を提出するものとし、変更となったもの、新たに追加したもののみならず、変更のない図面についても当初設計時の図面を提出するものとする。)

(1) 枝 線

[平面図](1/500 又は 1/300)... 作成方法は[下水道設計標準図(管路施設の部 - 平成 12 年度版 1～4 ページ)]を参考にする。

記入項目[管材料、管内径、基礎、勾配、マンホール中心間距離、上流管底高、下流管底高、地盤高、取り付け管の管径、同オフセット、マンホール位置の引照度からの距離等]は、記入例に従って必ず記入のこと。

[標準図にない構造物]・(管渠、マンホールその他特殊構造物)

構造造図一式

[詳細図]・・・プレキャストBOX等、構造、断面等を承認により決定したものは、当初の設計に示された参考値ではなく、決定した図面を提出すること。

[水管橋]・・・記入は別紙様式による

各部の材料、材質、塗装内容について、図面に表示する

[水管橋の写真]・・・側面1枚、周辺を含めた写真1枚を台紙に貼付して提出

[マンホールポンプ設備]・・・完成図書(A4版、黒表紙、金文字) 4部提出

[圧送管] ……縦断面図を提出。

[仮設残置物件詳細図] 残置物件の種類、位置、数量がわかる図面

[残置物件平面図] ……残置物件の種類、位置、数量がわかる図面

[既設構造物の撤去平面図] 数量計算書ではなく、数量のわかる図面を提出すること。

(2) 幹線 (汚水 , 雨水)

幹線については上記図面のほか次の図面を提出するものとする。

[縦断面図 , 横断面図 , 構造図 , その他関連図面]

(3) その他

特殊工法については、工法名リストを添付 (工法名は出来るだけ詳しく記入のこと)

工事種別	工法名	備考
シールド工事	工法	
推進工事	工法	
小口径推進工事	工法	大口徑ボーリングも含む
管更正工事	工法	

2 . 提出部数 : 3 部。ただし、新市事業については 5 部とする。(詳細は別紙のとおり)

3 . 注意事項 : (1) 図面は、出来形に合致していること。(数値の変更がある場合は、必ず図面の変更も行うこと)

(2) 図面に記入する数値は、設計変更値ではなく、実測値とする。

(3) 施設平面測量において、目標物が未完成のため引照点からの距離の測量が出来ないもの、または不正確となるもの、および新市街地の工事については主要地点 (1 路線につき両端の 2 点および道路交差点等) のマンホール中心座標値を

- 記入する。(なお、新市街地については、道路区域の座標値 - 交差点、折点など確認しやすい位置 - も記入すること)
- (4) 既設路線にマンホールを割り込んだ場合は、既設の両側のマンホールも図示し、新設マンホールと既設マンホールとの距離(路線延長)は、上流側、下流側とも記入するとともに、新設マンホールの上下流の管底高さを記入すること。
- (5) シールド工法、推進工法等による場合は、マンホール中心の座標値(引照点からの距離測量が出来る場合はその数値でよい)、管渠の起点、終点、BC、EC、IP、の座標値およびR、IA、CL、TL、SLを記入する。また、施工管理のために設置した地上観測点(チェックボーリングの位置等)についても座標値、または引照点からの実測値および管渠中心線との位置関係を記入すること。[座標は、平面直角座標系(V系)による]
- (6) 特殊な事情により管渠を曲げて設置した場合の図面作成については、上記(4)の記入内容を参考とすること。
- (7) 柵設置等の小規模工事で出来形を台帳図に朱書き記入する場合は、必ず、台帳番号が解るようにする事。
- (8) 柵、取付管のみの工事の場合で、台帳が未調製の場合は、上下流マンホールの概略位置を記入し、マンホール中心間との距離と柵のオフセット測量値を記入すること。
- (9) その他、将来管理上必要となる図書、情報等については同時に提出すること。
- (10) 水準測量に使用した水準基標については、番号と高さ、(また、小規模の工事等で既設の管底高を使用した場合はその位置及び高さを図上にも明示)を下記要領により記入するとともに、施設平面図上にも記入すること。

例：

測量実施年月日	測量基標 (または測点)	高さ(m)

4. その他：図面作成については次の方法によること。

- (1) 竣工図に、台帳作成のために必要な事項を記入する。
- (2) 「朱書き出来形図」を利用する場合は、数値だけでなく図面の訂正も完了していることを確認したうえ必要事項を記入するものとし、監督員の確認を得ること。